

名張市小規模修繕等契約希望者登録制度について

《令和7・8年度の登録事業者を募集します》

1 小規模修繕等契約希望者登録制度について

- (1) この制度は、入札参加資格者名簿に登録をされていない市内事業者を対象に「少額で内容が軽易な修繕及び工事」について受注機会の拡大を図ることを目的としています。
- (2) 小規模修繕等の範囲は、1件の設計金額が30万円以下（税込み）の小規模な修繕や建設工事等で、その内容が軽易かつ履行の確保が容易なものです。業種については別表を参照してください。
- (3) 原則として複数業者の見積合わせにより、最低価格を提示した方と契約することになります。
- (4) 施工は、名張市契約規則、その他関係法令や規則に基づき信義に従い誠実に履行しなければなりません。
- (5) いわゆる丸投げ等の一括下請けは禁止されていますので、必ず自ら施工できる範囲の業種（最大5業種）で登録してください。

2 登録できる方・できない方

(1) 登録できる方

名張市内に本社若しくは本店を有する法人又は市内に住民登録のある個人事業者で、引き続き2年以上営業を行っており、入札参加資格者名簿に登録をしていない方。

※建設業の許可の有無、経営組織、従業員数は問いません。

(2) 登録できない方

- ・名張市内に主たる事業所（本社もしくは本店）を有していない法人事業者
- ・名張市内に住民登録のない個人事業者
- ・名張市契約規則に基づく入札参加資格者名簿（建設工事又は物品取扱等（屋外清掃又は解体に限る））に登録をしている方
- ・受注する業種を履行するために必要な資格、免許等を有していない方
- ・市税を滞納している方

3 登録業種

登録の対象となる業種は、別表のとおりです。別表の中から希望する業種を選択してください。最大5業種まで登録できます。

4 登録申請の方法

登録を希望する方は、「名張市小規模修繕等契約希望者登録申請書」（市のホームページに掲載）に次の書類を添付し、契約検査室へ持参又は郵送にて提出してください。

※令和 7 年 8 月 1 日より開庁時間に変更となっていますので、持参で提出する場合は 9 時 00 分から 16 時 30 分の開庁時間内に提出をしてください。

【添付書類】

- (1) 登録業種についての実績一覧
- (2) 市税の完納証明書（申請時 3 か月以内のもの。コピー可）
- (3) 受注する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (4) ＜法人事業者の場合＞
 - ① 登記事項証明書〔申請時 3 か月以内のもの・コピー可〕
*電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成 1 1 年法律第 2 2 6 号）第 4 条第 1 項の業務を行う者が提供するサービスから印刷した登記情報（ただし有効期間内の照会番号が記載されているもの）でも可。
 - ② 法務局の発行する印鑑証明書〔申請時 3 か月以内のもの・コピー可〕
- ＜個人事業者の場合＞
 - ① 本籍地の市町村長の発行する身元(身分)証明書〔申請時 3 か月以内のもの・コピー可〕。外国籍の方は、在留カード又は特別永住者証明書のコピー。
 - ② 名張市長の発行する印鑑登録証明書〔申請時 3 か月以内のもの・コピー可〕

5 登録の受付・有効期間

- (1) 登録の受付期間
令和 7 年 8 月 1 2 日（火）から令和 7 年 9 月 1 9 日（金）まで ※郵送の場合は必着
- (2) 登録の有効期間
令和 7 年 1 0 月 1 日（水）から令和 9 年 9 月 3 0 日（木）まで （2 年間）
- ◎ 上記の受付期間終了後も、随時、受け付けますが、登録有効期間の開始日は受付日の翌月又は翌々月となります。（毎月 20 日までの受付分について翌月 1 日から有効。）

【例】9 月 21 日受付→11 月 1 日から有効

6 登録申請が受理されると

小規模修繕等契約希望者登録名簿に掲載され、小規模修繕等の業者選定に活用されます。また、契約制度の透明性確保のため、名簿を市のホームページで公開します。

※この名簿に登録されても見積り依頼や契約を約束するものではありません。
なお、名簿の公開をもって登録完了の通知に代えさせていただきます。

7 登録事項の変更等

小規模修繕等契約希望者登録名簿に掲載された方で、登録事項に変更（入札参加資格者名簿に登録された時も含む）があった時や事業を廃止した時には、小規模修繕等契約希望者登録変更届を速やかに提出してください。

8 登録の取消し

小規模修繕等契約希望者登録名簿に掲載されている方が、次のいずれかに該当した場合は、登録が取り消されますので、ご注意ください。

- (1) 上記2（1）「登録できる方」に該当しなくなった場合
- (2) 倒産又は破産した場合
- (3) 暴力団が関与していると認められる場合
- (4) 契約に関して談合等の独占禁止法、その他関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があった場合

9 現場管理

現場の施工及び管理は、必ず代表者又は直接かつ恒常的に雇用されている方が行ってください。

10 請負代金の支払い

請負代金は、施工完了後の検査に合格後（手直しがあった場合はその完了後）、請求に基づき支払います。なお、前払金や部分払いの請求はできません。

(別表)

名張市小規模修繕等契約希望者 登録業種

コード	小規模修繕の種類	修繕等の具体例
1	大工	大工・型枠・造作
2	左官	左官・モルタル・モルタル防水・吹付け・とぎ出し・洗い出し・コンクリートブロック積み・レンガ積み・タイル張り
3	とび・土工・コンクリート	コンクリートブロック据付・掘削・盛土・コンクリート・ネットフェンス
4	屋根	屋根ふき
5	電気	配線設備・電気設備・照明設備
6	電気通信	通信設備・放送設備
7	管	冷暖房設備・空調設備・給排水・給湯設備・厨房設備・衛生設備・浄化槽・ガス管配管・ダクト
8	板金	板金加工取付
9	ガラス	ガラス加工取付
10	塗装	塗装
11	内装	天井仕上げ・壁張り・内装間仕切り・床仕上げ・畳・襖・カーテン・ブラインド
12	造園	植栽・公園・伐採・剪定
13	建具	サッシ・シャッター・建具
99	その他	上記以外の小規模修繕